

－ はじめに －

令和4年度は、児童を取り巻く環境の大きな転換点となった年であった。「児童福祉法の一部を改正する法律」のほか「こども家庭庁設置法」や「こども基本法」が相次いで成立し、今後これらの法律のもとで、子どもを中心に据えた社会の実現に向け様々な施策が推進されることとなった。当法人においても、これらの制度見直しや新たに展開される施策等を注視し、改めて事業内容の精査を行っていくことが求められている。

長期化した新型コロナウイルス感染症については、各施設で感染者の発生が後を絶たず、令和4年度も引き続き多くの事業の中止や見直しを余儀なくされたものの、一方で、過去2年間の経験等に基づき、工夫を重ねながら可能な限り事業を展開することができた。

各施設の令和4年度の主な取り組みとして、子供の家では、家庭支援専門相談員を増員し親子関係の再構築等にかかる体制を強化したほか、高知県社会的養護自立支援事業を活用し園外で生活する対象者への支援の強化を図った。愛童園では、令和3年度の分園型に続き、4月から本館での小規模グループケアの運用を開始するとともに、新たに加力学習の時間を設定し在園児童の学習の定着を図った。ちぐさでは、入所者支援充実のための指針となる「中・長期ビジョン」及び将来の施設整備を念頭に置いた「経営計画」を策定し、中長期的な課題の抽出や解決策の検討を行った。

また、丸の内保育園では、保護者への緊急連絡を円滑にするためLINE公式アカウントを開設するとともに年々増加する延長保育に対応するため夕方の時間帯に保育補助者を雇用した。三里保育園では、不審者侵入に対する職員及び園児の対応するため対応方法を学ぶため、12月に高知東警察署と合同で不審者対応訓練を行ったほか、3月には保護者を不審者役に仕立てた不審者対応実技訓練を実施した。

政府は令和4年2月から新たに月額9千円の給与改善を実施したが、児童福祉分野の雇用環境は厳しく、人材の確保は引き続き大きな課題となっている。人材育成については、コロナ禍で集合研修の中止が多い中、関係機関主催のオンライン研修などに積極的に参加させ、職員の意識啓発、専門性の向上やステップアップのための支援に継続して取り組んだ。なお、新たな人材として、職員採用試験を冬に実施し、子供の家に3名、愛童園に2名の正職員を採用した。

以下、高知県福祉事業財団5施設は、児童憲章や児童福祉法等の理念をふまえ、令和4年度に掲げた事業計画に次のとおり取り組んだ。